

異物混入発生時に想定される欠品等への対応

1 西東京市学校給食における異物混入対応マニュアルの内容

異物混入対応マニュアルでは、下表で示すとおり、教室で危険異物の混入が発見された場合に給食提供が中止される。また、それ以前の時点で異物の混入が発見された場合でも給食が欠品する可能性がある。

発見時点	危険異物	非危険異物
検収時・調理前	異物の除去が不可能で、食材交換が不可能な場合 ・当該食材を抜きの調理を行う ・調理の続行が不可能な場合は当該食材を使用した調理を中止する	同左
調理中	・当該料理の提供を中止する	同左
配缶中	・当該料理の提供を中止する	－
教室	・給食の即時停止	・大量混入など児童・生徒の身体・生命への影響がある場合、または影響の恐れがあると判断される場合は、危険異物と同様に対応。

2 想定される対応案

(1) 事前納品による食材交換

調理当日よりも前に一部の食材の納品を受け、検収を行うことで、検収時に異物を発見した際に、食材交換が調理前に間に合う可能性が高まる。

(2) 代替メニューの提供

アレルギー等に配慮した食材をローリングストックする等して、代替メニューの提供を行うことが考えられる。（米・混ぜご飯の素・一部の野菜等）

(3) 保存食の提供

災害時に市（危機管理課）がストックしている保存食を提供することが考えられる。

以上のことから、建替え時には食品庫・冷蔵庫等の食材保管スペースを十分に確保することが望ましい。（3）については関係部署と調整中